

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に当り
ます)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

- 生活保護法による医療機関の指定(〃)
- 生活保護法による施術機関の指定(〃)
- 生活保護法による診療所の廃止(〃)
- 生活保護法による施術所の廃止(〃)
- 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(保険課)
- 飼料の試験の結果の概要(畜産課)

告 示

鳥取県告示第三百九十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(

昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	氏 名	勤 務 先
耳鼻咽喉科	高岡 基雄	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
耳鼻咽喉科	稲賀 潔	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
耳鼻咽喉科	竹内 亘	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
泌尿器科	渡部 信之	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
泌尿器科	西田 秀樹	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	渡部 和彦	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	福地 靖範	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院

診断に係る障害の
範囲

聴覚、平衡、音声
言語又はそしやく
機能障害

聴覚、平衡、音声
言語又はそしやく
機能障害

聴覚、平衡、音声
言語又はそしやく
機能障害

腎臓機能障害はう
こう又は直腸機能
障害

腎臓機能障害はう
こう又は直腸機能
障害

小腸機能障害

腎臓機能障害

内 科	呼吸器内科	内 科
呼吸器機能障害	呼吸器機能障害 心臓機能障害	肢体不自由
安東 良博	北岡 裕子	柿坂 紀武
日野郡日南町生山五二一 一七 日南病院	倉吉市明治町一〇三一 五 北岡病院	八頭郡若桜町大字若桜 若桜柿坂医院

鳥取県告示第三百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人元町病院	境港市上道町一八九五一	昭和六十二年二月二十六日
木村歯科医院	境港市小篠津町八六九一三	〃
山本医院	境港市外江町字西原灘三八〇四	〃

鳥取県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中治療院	鳥取市湖山町南二丁目二三一	昭和六十二年二月二十六日

鳥取県告示第三百九十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
医療法人元町病院	境港市上道町一八九四	昭和六十一年十一月三十日
木村歯科医院	境港市小篠津町八九三	昭和六十二年一月四日
山本医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一四七八	昭和六十二年一月三十一日

鳥取県告示第三百九十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定施術機関から施術所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
田中讓次	東伯郡羽合町大字上浅津	昭和六十年七月九日

鳥取県告示第三百九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の

規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松本正恵	鳥国薬六一九号	昭和六十二年三月五日

鳥取県告示第三百九十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十二年四月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										備考				
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	生性窒素 (%)	消化率 (%)	DCP (%)		TDN (%)	ME (kcal/kg)	その他検査	
北九州市 日華油脂株式会社 社若松工場	西伯郡中山町田中163-3	とうもろこし・魚粉二種混合飼料ホルコー	62.3	44.6	1.9	5.3	5.9	0.27	0.67									
丸亀市 船入糧工株式会社 丸亀工場	船入飼料株式会社 社島取流通センター	イリフネ印マイクロフネイリフネほ乳期子豚用配合飼料 ネオ飼料 ネオフタダミルクB ネオイリフネ用配合飼料 ネオイリフネ用配合飼料	62.3	9.0	4.0	1.8	1.3	0.04	0.25									
広島市 船入糧工株式会社 社広島工場	タ-	育成、乾乳牛用サプリメソト	62.3	14.4	2.7	7.4	8.4	1.48	0.81									
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社本社工場	東伯郡大柴町大字由良宿1638 大柴町農業協同組合供給課	くみあい養豚用配合飼料 ビグマイトBペレット	62.3	16.4	4.2	2.3	4.3	0.68	0.57									
		くみあい標準配合飼料 モーレットグリーン	62.3	17.2	3.9	4.9	5.2	0.75	0.51									
		くみあい配合飼料 鳥取ピーナフ前期	62.3	15.0	3.6	5.9	5.3	0.85	0.60									
		くみあい配合飼料 肉牛用	62.3	12.6	3.6	4.0	5.6	0.95	0.60									

注 1 飼料の名称の欄中「**◎**」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。